

平成28年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：平成28年9月12日（月）

午後3時30分～午後5時

場 所：大阪市中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪3階 高砂の間

議 題

【報 告 案 件】

大阪府国土利用計画（第五次）の策定について

平成28年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	榎村 久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員	出	会長 会議録署名委員
2		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	出	
3		北後 明彦	神戸大学都市安全研究センター教授	出	
4		養父 志乃夫	和歌山大学教授	欠	
5		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出	
6		加我 宏之	大阪府立大学大学院准教授	出	
7		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	出	
8		松中 亮治	京都大学大学院准教授	欠	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	欠	
10		山野 千鶴子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		栗本 修滋	大阪府森林組合代表理事組合長	出	
12		阪井 一仁	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府議会議員	いらはら 勉	大阪府議会議員（維新）	欠	会議録署名委員
14		池下 卓	大阪府議会議員（維新）	出	
15		前田 洋輔	大阪府議会議員（維新）	出	
16		橋本 和昌	大阪府議会議員（維新）	出	
17		原田 こうじ	大阪府議会議員（自民）	出	
18		原田 亮	大阪府議会議員（自民）	欠	
19		中村 広美	大阪府議会議員（公明）	出	
20		大橋 章夫	大阪府議会議員（公明）	出	
21	市町村長を代表する者	田中 誠太	大阪府市長会会長	出	
22	市町村長を代表する者	松本 昌親	大阪府町村長会会長	欠	
23	大阪市長	吉村 洋文	大阪市長	欠	

※ 委員23名中16名出席

平成28年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉村 庄平	出	
2	都市整備部都市計画室長	柴崎 啓二	出	
3	都市整備部都市計画室計画推進課長	大森 浩一	出	
4	都市整備部都市計画室計画推進課参事（計画調整担当）	中村 純二	出	
5	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
6	住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長	明見 政治	※	臨時幹事:住宅まちづくり総務課参事 中岡 正憲
7	住宅まちづくり部都市居住課長	三崎 信顕	出	
8	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	中杉 重登	欠	
9	政策企画部戦略事業室事業推進課長	山田 正弥	※	臨時幹事:事業推進課課長補佐 吉川 玲子
10	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	仲田 博	出	
11	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	原 貴美男	出	
12	環境農林水産部農政室整備課長	森井 喜博	出	
13	都市整備部事業管理室長	山田 順一	出	臨時幹事
14	都市整備部交通道路室道路整備課長	尾花 英次郎	出	臨時幹事:道路整備課主査 山崎 誠之
15	都市整備部河川室河川整備課長	谷口 友英	出	臨時幹事:河川整備課主査 久保田 篤
16	都市整備部都市計画室公園課長	増山 和弘	出	臨時幹事
17	都市整備部港湾局計画調整課長	田川 慎一	出	臨時幹事:計画調整課課長補佐 高平 一哉
18	商工労働部成長産業振興室立地・成長支援課長	檜原 弘幸	出	臨時幹事:立地・成長支援課課長補佐 今村 洋

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	6
3 報告案件「大阪府国土利用計画（第五次）の策定について」	7
4 閉会.....	45

1 開 会

午後 3 時 3 0 分

【司会】 皆様こんにちは。審議会の開催にあたりまして、事務局からご協力お願いをいたします。携帯電話をお持ちの方、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

間もなく開催いたしますので、しばらくお待ちください。

ただ今から、平成28年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、現委員数23名のうち、16名の委員の御出席をいただいております。大阪府国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議会の開会にあたり、都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

【吉村 都市整備部長】 大阪府の都市整備部長の吉村でございます。委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りますとともに、平素より、府政の推進に、御指導・御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府におきましては、第四次の大阪府国土利用計画を踏まえまして、とりわけ、私どもの都市整備部では、府民の安全・安心の確保や大阪・関西の成長に資するインフラの整備、維持管理などを通じまして、適切な土地利用の誘導に取り組んでまいりました。

しかしながら、国土利用計画における一部の土地利用区分が目標とする面積から乖離するなど土地利用における課題が見受けられております。

国におきましても、昨年8月、「適切な国土管理」、「自然環境・景観を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」を基本方針とする、全国版「第五次 国土利用計画」が策定されたところでございます。

大阪府におきましても、土地利用における課題の解決に向け、全国版の計画も踏まえまして、今後10年間における大阪府の土地利用の目指す方向を示す、「大阪府国土利用計画（第五次）」の策定に向けて、昨年度より本審議会の部会におきまして検討を重ねて参りました。

本日は、部会においてとりまとめました素案について御報告し、委員の皆様のお意見を賜りたいと存じます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【司会】 ありがとうございました。

続きまして、本日、御出席いただいております委員の皆様をご紹介いたします。

まず、学識経験者の委員を御紹介します。

榎村委員でございます。

【榎村 会長】 榎村でございます。よろしく願いいたします。

【司会】 澤木委員でございます。

【澤木 委員】 澤木でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 北後委員でございます。

【北後 委員】 北後でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 滋野委員でございます。

【滋野 委員】 滋野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 加我委員でございます。

【加我 委員】 加我でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 石黒委員でございます。

【石黒 委員】 石黒です。よろしくお願いいたします。

【司会】 山野委員でございます。

【山野 委員】 山野でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 栗本委員でございます。

【栗本 委員】 栗本です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【司会】 阪井委員でございます。

【阪井 委員】 阪井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、府議会議員の委員を御紹介します
池下委員でございます。

【池下 委員】 池下です。よろしくお願いいたします。

【司会】 前田委員でございます。

【前田 委員】 前田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 橋本委員でございます。

【橋本 委員】 橋本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 原田委員でございます。

【原田 委員】 原田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 中村委員でございます。

【中村 委員】 中村です。よろしくお願いします。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 大橋です。よろしくお願いします。

【司会】 続きまして、大阪府市長会会長の田中委員でございます。

【田中 委員】 田中誠太でございます。よろしくお願いします。

【司会】 御紹介は以上でございます。

なお、お配りしました委員配席表には、中谷委員の記載がございますが、本日、御欠席の御連絡をいただいております。この場をお借りしまして、お伝えします。

それでは、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配布資料一覧をご覧ください。資料は6点ございます。

①配布資料一覧及び委員配席表、これが両面になっております。
②大阪府国土利用計画審議会条例及び規則、ホッチキス止めにしております。

③議題及び委員・幹事名簿、これもホッチキス止めにしております。

④資料1 平成28年度第1回大阪府国土利用計画審議会議案書。

⑤参考資料1 大阪府国土利用計画（第五次）素案（概要版）。

⑥参考資料2 第五次国土利用計画（全国計画）概要でございます。

なお、委員の皆様には、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」と

大阪府国土利用計画（第五次）策定スケジュール（案）及び大阪府国土利用計画（第四次）を補助資料としてお手元に配布させていただいております。

漏れている資料は、ございませんでしょうか。もし、ございましたらお知らせください。

それでは、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項において、会長が当会議の議長になると定められておりますので、槇村会長に議事進行をお願いしたいと思います。

槇村会長、よろしく申し上げます。

2 署名委員の指名

【槇村 会長】 本審議会の会長を務めております槇村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方、また、関係者の皆様方には、大変お忙しいところ、本日も出席を賜り、大変ありがたく御礼を申し上げます。

それでは議事に従いまして、進めてまいりたいと思います。

はじめに、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきたいと思っております。

会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定によりまして、会長及び会長が指名する委員となっております。まことに僭越でございますが、私のほうから、次のお二人の委員をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、学識経験者の委員からは、加我委員に、また府議会議員の委員か

らは、原田委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【加我 委員・原田 委員】 はい。

3 報告案件「大阪府国土利用計画（第五次）の策定について」

説明・質疑

【榎村 会長】 ありがとうございます。 それでは、報告案件に移りたいと思います。

ただ今から、平成28年度第1回大阪府国土利用計画審議会の議事に入ります。

本日の内容といたしまして、お手元にごございますように報告案件1件でございます。

それでは、まず大阪府国土利用計画（第五次）の策定について、今日は素案を御説明するということになっております。内容につきましては、幹事からよろしく説明お願いいたします。

【幹事 中村計画推進課参事】 私は、都市整備部都市計画室計画推進課、中村でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。私のほうから「大阪府国土利用計画（第五次）」の策定について、ご報告させていただきます。

お手元にお配りしております資料1「大阪府国土利用計画（第五次）素案」でございます。また、その概要版としまして、参考資料1をお配りし

ております。

それでは、その概要につきまして、前の画面に従い、順次ご説明いたします。

はじめに、国土利用計画の概要でございますが、国土利用計画は、国土利用計画法に基づき、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項について定める計画でございます。

個別法に基づく土地利用規制を定める計画だけでは対応できないような、広域的・総合的な視点から、それぞれの計画間の整合を図るとともに、その改善策の企画立案、実施の促進を図ることを目的とするものでございます。

次に「大阪府国土利用計画」の位置づけでございますが、国において「国土形成計画」と一体的に作成される「国土利用計画」の全国計画を基本として、府の関係計画と整合を図り、策定いたします。

また、大阪府土地利用基本計画や、都市計画法に基づく都市計画区域マスタープランは、本計画に沿って策定することとなります。

続きまして大阪府国土利用計画（第五次）の策定の背景でございますが、近年、人口減少・超高齢社会の進展、東日本大震災による甚大な被害の発生等、土地利用を取り巻く社会経済状況が大きく変化しております。

国土交通省では、このような状況を踏まえ、「適切な国土管理の実現」、「自然環境・美しい景観の保全・再生・活用」及び「安全・安心の実現」を国土利用の3つの基本方針とする、第五次国土利用計画（全国計画）を平成27年8月に策定いたしました。

現在の「大阪府国土利用計画（第四次）」は平成22年10月に策定し、平成32年を目標年次としておりますが、大阪府もこれらの状況を踏まえ、第四次計画を改定し、平成39年を目標年次とする新たな大阪府国土利用計画（第五次）を平成29年に策定したいと考えております。

次に大阪府国土利用計画（第五次）の策定にかかるこれまでの検討の経緯でございますが、平成27年1月の本審議会におきまして、計画の策定について部会を設置し、検討を進めることをご承認いただいております。

その後、第四次計画に係るPDCAの検討結果も踏まえ、平成27年度に部会を2回開催し、土地利用についての課題抽出や基本理念等について検討を行い、取りまとめた基本的考え方を平成28年1月の本審議会に報告いたしました。

今年度もこれまでに部会を2回開催し、基本的考え方に「土地の利用目的に応じた区分ごとの目標」や「目標を達成するために必要な施策の概要」も含めた計画の素案について検討を進め、取りまとめを行いました。

本日はその素案の内容についてご報告させていただくものでございます。

次に大阪府国土利用計画（第五次）の構成ですが、第1章 土地の利用に関する基本構想、第2章 土地の利用目的に応じた区分ごとの目標、第3章 目標を達成するために必要な施策の概要の3つの事項について示すこととしております。

第1章の基本構想につきましては、前回の平成28年1月の本審議会でご報告させていただきました「基本的考え方」に相当するものであり「土地利用の基本理念」や農地、森林、住宅地といった「各土地利用区分の土地の利用目的に応じた区分ごとの基本方向」を定めるものでございます。

今回はそれに加え、新たに第2章の「土地の利用目的に応じた区分ごとの目標」として、「各土地利用区分の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」、第3章の「目標を達成するために必要な施策の概要」として、「将来像の実現に向けた施策の概要等」及び「土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善」につきましては、案を作成してございますので、順に御説明させていただきます。

まず、大阪府の土地利用の概況でございますが、土地利用の特性として、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区であること、都心から概ね40km圏というコンパクトなエリアに人口が集中していること、鉄道駅から半径1km圏に人口の7割以上が集中していること、海外へのゲートウェイとして空港・港湾・鉄道・道路等の広域交通ネットワークが発達していることが挙げられます。

次に、土地利用の現状と推移でございます。グラフは近年の大阪府における土地利用の区分別面積の推移を示したものでございますが、森林・宅地がそれぞれ府域全体の約3割、農地が約1割を占めている。農地、森林の面積は減少している。宅地では、住宅地や商業・業務施設等用地は増加、工業用地は減少している。といった特徴がございます。

次に、土地利用の課題でございます。まず、大阪府の土地利用を取り巻く社会経済状況といたしましては、「環状道路の整備不足」、「企業本社等の大阪府外への転出」、「農地・森林の荒廃の可能性とそれに伴う防災・水源かん養・生物多様性等の多面的機能の低下」、「都市部のみどり不足」、「南海トラフ地震や上町断層帯地震等による甚大な被害の発生の可能性」、「ライフスタイルの変化等による土地利用に対するニーズの多様化」などが考えられます。

これらの社会経済状況を踏まえ、土地利用の課題を3点に整理いたしました。

一点目は、にぎわい・活力の観点から、「産業の活性化等により、豊かさを継続し、都市の質の向上につながる効果的な土地利用が必要」、二点目は、自然環境、景観の観点から、「良好な自然環境・景観を保全・形成するため、大阪の特性を活かし、みどり豊かで魅力ある土地利用が必要」、三点目は、安全・安心の観点から、「災害等に対する安全や誰もが安心できる生活環境

を確保するため、都市の防災性の向上等につながる土地利用」が必要であるとしております。

次に、大阪府における土地利用の根幹的な方向性を示す「土地利用の基本理念」についてでございます。

大阪府の土地利用の特性といたしまして、「人口、経済、産業が比較的高度に集積しており、交通インフラ等の都市基盤も充実していること」、また「歴史、文化、観光資源が豊富で、都市が周辺山系や大阪湾といった自然と近接していること」などがあげられます。

これらを踏まえた土地利用の基本理念でございますが、「これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する」、としております。

次に、土地利用の将来像と基本方針でございます。先ほど整理した、「にぎわい・活力に関する課題」、「自然環境、景観に関する課題」、「安全・安心に関する課題」という3つの土地利用の課題それぞれに対応する、大阪のめざすべき土地利用の将来像として、「にぎわい・活力ある大阪」「みどり豊かで魅力ある大阪」「安全・安心な大阪」の3つを掲げ、その実現に向けた基本方針を計6項目、示しております。

次にこの3つの将来像の実現に向けた6項目の基本方針についてそれぞれ御説明いたします。

まず、将来像1「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けた基本方針の一つ目、「人・企業を呼び込む質の高い都市機能の集積」でございます。

左の図の医薬品製剤製造業等、大阪・関西が強みを有する成長産業の集積の促進や、また、高付加価値の技術製品の創造等に向け、多様な地場産

業の集積等を活かした土地利用を誘導いたします。

さらには、「第2京阪道路等、幹線道路沿道等における産業系土地利用の促進」、「企業及び地域ニーズを踏まえた企業立地の誘導」により、「人・企業を呼び込む質の高い都市機能の集積」を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、二つ目の基本方針、「大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化」につきましては、「人流の拡大に資する鉄道ネットワークの充実」や、「物流の拡大に資する阪神港及び関西国際空港の機能強化や環状道路等のネットワークの強化」などを図ります。

また都心部では「様々な都市機能の集積を活かした土地の有効・高度利用や、みどり空間の整備」、一般市街地では「密集市街地の防災性向上や再開発ビルの再生等による、多様な暮らしを選択できる土地利用の促進」、さらに郊外住宅地では「定住性の向上等に資する土地利用の促進」などにも取り組んでまいりたいと考えております。

将来像2「みどり豊かで魅力ある大阪」の実現に向けた基本方針の一つ目、「都市の格を高める魅力ある都市空間の創造」につきましては、「国際的なエンターテインメント都市にふさわしい都市の魅力の創造・発信」や、「自然や歴史・文化施設と調和した街並みの形成等、多様な魅力を備えた都市空間の創造」、また、「道路空間等の再配分や都市マネジメントの推進等による地域魅力の向上」を図ることとしております。

次に、二つ目の基本方針、「環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成」につきましては、「農空間の多面的な機能を活用した都市づくりの推進」や「都市の魅力を高めるみどり空間の創出」、「みどりのネットワークの形成、実感できるみどりの創出とみどりの太い軸線の形成」、また、「エネルギー利用効率の高い都市の形成」、

「CO₂吸収源対策として森林の保全と質の向上」、さらには、「地域住民やNPOも含めた様々な主体との協働による里山・農地等の保全」、「水源かん養機能の維持・向上に資する農地・森林等の保全」、「適切な下水の処理等による汚濁負荷量の削減」を図ることとしております。

将来像3「安全・安心な大阪」の実現に向けた基本方針の一つ目、「災害に強い都市の構築」につきましては、「減災の考えに基づきハード・ソフト対策を適切に組み合わせた都市の防災機能の強化」や、「被災時の迅速かつ円滑な都市の復興の推進」、「市街地の不燃化の促進と密集市街地の防災性の向上」、さらには「災害リスクの高い地域での新たな市街化の抑制、既成市街地でのより安全性の高い建物への規制・誘導」、「洪水や津波・高潮等の災害リスクに対する河川、砂防、海岸保全施設等の整備・強化」、「代替性の確保の観点から、広域緊急交通路や広域防災拠点等を想定した機能の強化」を図ることとしております。

次に二つ目の基本方針、「誰もが暮らしやすい生活環境の形成」につきましては、「生活者の多様なニーズに応じた都市機能の整備と都市機能へのアクセス性の向上」や、「郊外住宅地における身近に自然とふれあうことのできる生活環境の創出」、「ユニバーサルデザインに配慮した土地利用の促進」を図ることとしております。

続きまして、第2章の「土地利用区分ごとの規模の目標」につきましてもご説明いたします。

まず、規模の目標の設定にあたっての考え方でございますが、農地、森林、住宅地といった9つの土地利用区分及び人口集中地区を対象に設定いたします。

このうち、土地利用区分ごとの規模の目標につきましては、様々な調査や各種統計資料等に基づく土地利用区分ごとの面積の推移を踏まえ、将来

人口や経済見通し、今後の施策等も考慮のうえ、必要な面積を予測し、設定することとしております。

次に「土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標」ですが、基本的な方向性として、これまでは人口増加に伴い住宅地が拡大してきましたが、人口が減少に転じ、計画期間内には世帯数の減少も見込まれること等を踏まえ、公共投資を効率的に行い、都市活力を維持するよう、土地利用を考えていく必要があるため、農地・森林については、原則として保全することとします。

しかし、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化の観点から、主要な幹線道路沿道等における産業系土地利用や地域の生活拠点から徒歩圏にある住宅系土地利用については、計画的に促進します。

また、事業計画が概ね確定している土地については、周辺の農地・森林との調和など自然環境の保全に配慮しつつ整備します。

加えて、主要な道路・河川の緑化や公園等の整備を図り、公共施設及び住宅や工場・商業施設等の民有地において緑化を進めるなど、みどりの拡大を促進します。

この基本的な方向性を踏まえて設定した「土地利用区分ごとの規模の目標」につきまして、順次ご説明いたします。

なお、昨年度には、大阪府国土利用計画（第四次）において、目標値と実績とのかい離が大きい農地、住宅地、工業用地の3つの土地利用区分について、PDCAサイクルに基づく検討を本審議会部会で実施いたしました。

大阪府国土利用計画（第五次）の目標値の設定にあたっては、その検討結果も反映してございます。

まず、農地につきましては、農地法に基づく農地転用許可制度の適正な

運用をはじめ、農業の多様な担い手の確保や農空間保全地域制度による農地の貸借等により、農地の保全・活用を図ります。

さらに都市農業振興基本法に基づき、都市農地の多面的な機能の発揮を目的として適切に保全・活用を推進します。但し、道路等の公共事業用地や幹線道路沿道における計画的な工業用地等の産業系土地利用への転換による一定の減少を見込みます。

こうした基本方向に基づき、目標値を指標の基準となる平成25年から目標年次の平成39年までの14年間で、約1,320haの減少と設定しております。

次に、森林につきましては、森林法に基づく規制制度の適正な運用などにより、森林の保全を図ります。

また、自然公園における優れた自然資源の保護及び利用を促進するとともに、多様な担い手の参画による里山の保全活動や、森林環境税を活用した災害に強い健全な森林を次世代に引き継ぐ取り組みを緊急かつ集中的に実施します。

但し、彩都や箕面森町におけるまちづくりや、新名神等の幹線道路の整備など、概ね確定したまちづくりの事業計画の完了に伴う減少を見込み、目標値としては、約1,880haの減少と設定しております。

次に、河川・水面・水路につきましては、洪水対策等の観点から行うダムの整備による増加を見込み、必要な面積を確保します。

しかし、ため池・水路が持つ災害防止、生物多様性の確保等の機能維持に配慮しつつ、その機能の一部廃止に伴う減少も見込み、目標値としては、約60haの減少と設定しております。

次に、道路につきましては、新名神アクセス道路等、道路ネットワークの強化施策による一般道路の整備や、事業が概ね確定している住宅地・産

業用地の開発等に伴う道路整備により、増加が見込まれることから、必要な面積を確保します。目標値としては、約740haの増加と設定しております。

次に、都市公園につきましては、適切な維持管理、改修、整備及び積極的な利用を促進するとともに、「みどりのネットワーク」の形成のため、都市公園の整備を進め、増加が見込まれることから、必要な面積を確保します。目標値としては、約270haの増加と設定しております。

次に、宅地でございますが、これは住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地を合わせたものであり、目標値はそれぞれ個別に設定しております。

宅地の1点目、住宅地につきましては、平成24年より人口減少局面に入っており、世帯数も計画期間内に減少に転じることが見込まれることから、土地の有効・高度利用をはじめ、低・未利用地や空き家、既存住宅ストックの有効活用など、既成市街地の再整備を優先し、農地や森林等の自然系の土地利用からの転換は抑制しますが、大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化の観点から必要な面積は確保します。

また、彩都や箕面森町のまちづくりなど、事業計画が概ね確定し、その完了に伴う増加が見込まれることから、目標値としては、約930haの増加と設定しております。

次に、宅地の2点目、工業用地につきましては、新規の工場については、第二京阪道路、大阪外環状線等の幹線道路沿道及びベイエリア等における立地の促進を図り、既存の工場については、産業集積促進税制等の活用により、維持に努め、また、様々な企業誘致及び事業を継続する施策の展開により、目標値として、平成25年の規模を維持すると設定しております。

次に、宅地の3点目、商業・業務施設等用地につきましては、鉄道駅周辺や幹線道路沿道における大規模小売店舗等の立地等が予測され、若干の

増加が見込まれることから、必要な面積を確保します。目標値としては、約60haの増加と設定しております。

以上が宅地の3項目に係る目標でございます。

最後に、その他用地につきましては、ベイエリアの埋立て地における施設地の促進や、鉄道の整備等により、適切な土地利用を促し、増加を見込みます。空き地や荒廃農地などの低・未利用地については、事業用地としての再利用を図るほか、地域住民等新たな土地利用主体による公益的な土地利用の促進を図ります。

目標値でございますが、当項目は、府域全体の面積から他の目標値の合計を差し引いた値に、海面の埋め立てによって計画期間中に増加する面積約580haを加えたものとして設定されるものであり、約1,840haの増加と設定しております。

なお、計画の参考数値である人口集中地区につきましては、沿岸部の埋立による対象地区の増加及び人口減少による対象地区の若干の減少により、ほぼ現状の規模を維持すると見込んでおります。

続きまして、第3章の「目標を達成するために必要な施策の概要」につきまして、御説明いたします。

まず、第1章の「土地利用の将来像と基本方針」を踏まえ、第2章の目標を達成するため、取り組むべき施策の概要を例示的に示しております。

将来像1の「にぎわい・活力ある大阪」の実現に向けて、基本方針「①人・企業を呼び込む質の高い都市の形成」の施策例として、「環境・新エネルギーや健康・医療等の成長産業の誘致促進」や、「幹線道路沿道等における企業立地の誘導」、また、基本方針「②大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化」の施策例として、「関西国際空港の利便性の向上」や北大阪急行やモノレール延伸等の「鉄道ネットワークの充実」を挙げており

ます。

次に将来像2の「みどり豊かで魅力ある大阪」の実現に向けては、基本方針「①都市の格を高める魅力ある都市空間の創造」の施策例として、「豊かな歴史資源、観光資源等を活用した都市の魅力の創造・発信」や「水都大阪の推進」、また、基本方針「②環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成」の施策例として「多様な担い手の確保等による農空間の保全」や、「森林環境税の導入等による森林の保全」を挙げております。

次に、将来像3の「安全・安心な大阪」の実現に向けては、基本方針「①災害に強い都市の構築」の施策例として、「建築物の耐火性の向上等、市街地の不燃化の促進」や、「都市基盤施設の整備と防災性の強化」、また、基本方針「②誰もが暮らしやすい生活環境の形成」の施策例として、「道路・建築物等、様々な施設におけるバリアフリー化」、「交通安全性の向上」を挙げております。

最後に、土地利用に関する情報把握と点検・評価・改善についてでございますが、PDCAサイクルにより実施してまいります。

なお、評価にあたっては質的な観点も含めて総合的に評価を行えるように、将来像の実現に向けて、土地利用区分ごとに個別に捉えるだけでなく、横断的に関連する施策・事業等を活用するなど、多分野との施策連携による取組が求められるため、規模の目標だけでなく、「にぎわい・活力」、「自然環境・景観」、「安全・安心」にかかる指標の検討及び把握に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、計画素案の概要をご説明させていただきました。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日の審議会の後に、パブリックコメントの実施及び市町村に対する意見徴取を予定しております。

その後、平成29年春の策定を目指し、「大阪府国土利用計画（第五次）案」としてとりまとめ、年明け後に予定しています、本審議会にて意見聴取させていただきたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

【榎村 会長】 説明ありがとうございました。今日の素案を出す前に、部会を何回か開催しておりまして、その中で検討を進めてきたわけでございますけれども、部会に御出席いただいた委員の皆様方から、一言ずつ何かお話、コメントいただければと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、手近からで申しわけございませんが、澤木委員から、お願いいたします。

【澤木 委員】 大阪大学の澤木でございます。

部会のほうに参加させていただきまして、2回ほど議論を重ねてきました。御説明いただいた素案は、割ときれいに納まっているなという感じはするんですけれども、この国土利用計画の性格として、特に、2章にあるような規模の目標というものが土地利用区分ごとに数値で示されて、これが達成できたかどうかというのが最終的な指標になっていくんですが、部会の議論の中で多くの委員がおっしゃったり感じたりしてるのは、そのときの数値というのは大事なんですけど、2章に至るまでに書いてある将来像、それを実現しようという基本方針ですね。これは非常に美しい言葉でいろいろ並んでいるわけなんですけれども、こういうところに書かれている大阪のあり方みたいなものがしっかりと国土利用計画の中で実現していくのかという、どちらかというところ、質の担保とか、あるいは、質の向上、こういうところをしっかりと見ていくようなことが大事なんじゃないかと。これは

これまでもそうだったとは思いますが、最終章のP D C AのところのCの仕方かもしれませんが、何か、質的な面というものをしっかりと見ていく必要があるんじゃないかといったような印象を、全体的には持っております。

それから、あと2点ほどございますけれども、主な都市、地域に関することですが、1月の審議会的时候にも少し触れさせていただきましたけれども、具体的に言うと立地適正化計画というものの策定が今いろいろ進んでおりますが、これは都市再生特別措置法に基づいています。この素案の中にもネットワーク構造とかコンパクトといったような要素は入っているんですけれども、府下の各市町村、箕面市はもう2月に策定しておりますけれども、いろんなところで立地適正化計画を策定しようという動きがあって、今年度末、あるいは、来年度末に向けてかなり計画が出そろってきます。この第五次の目標年次が平成39年ということになっているので、今まさに、策定している最中の立地適正化計画との整合性、あるいは、本当に実効性を持った形で土地利用に影響が出てくるのかといったようなものを、この計画期間の初期の5年程度でしっかりと動向を注視して、どんな影響が出てくるのかというのを見ていく必要があるのかなと思っております。

また、生産緑地法の中で、30年間営農するという形で、市街化区域の中において農地を維持されてきているんですけれども、法ができたのが平成3年で、指定されたのが平成4年、5年ぐらいが多いと思うんですが、30年後の平成34年ぐらいに多くの農地が期限を迎えてくる。その営農が更新されるかどうかというのが、ちょうど、次の第五次の計画期間の真ん中辺に出てまいりますので、都市の農地といったものが、どういう方向に土地利用が進むのか。先ほどの立地適正化計画の影響とあわせて、不確

定のところがまだかなりありますので、こういうところを見ながらしっかりと点検していく必要があるのではないかなと思っております。

今回も計画期間の真ん中辺で一旦、見直しがかかるようになっておりますが、第五次、10年間の目標ですが、不透明な部分はしっかりと点検し、途中で、改正といいますか、改善していく必要があるのではないかと考えております。

以上、3点が部会を通じた感想と追加意見です。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、滋野委員にお願いしたいと思います。

【滋野 委員】 今後の10年を考えていきますと、少子高齢化が進み、人口が減少してくると。経済成長を考えても、もう急速な右肩上がりの成長は望めないという、そういう社会経済状況の中で、今後10年間、大切になっていくのは、既存ストックの有効な活用であると思われるわけです。

今回の計画では、その点、例えば、住宅地でも今後、世帯数が減少していくと、その中で、現在ある有効な既存のストックを有効に活用していくというようなことが盛り込まれていますし、工業用地につきましても、既存の工業用地へのニーズが減少していく中で、一部では別の産業ではニーズが高いという成長産業の分野もあるわけで、そちらのほうは今後、工場立地をさらに促進していくというように、現在のだんだん縮小していく流れに対応しつつも、またさらに成長していく分野には、より成長していくようにとの政策がうまく盛り込まれた計画になっているのではないかと考えております。

私の感想は以上でございます。

【榎村 会長】 コメントありがとうございます。

続きまして、加我委員にお願いしたいと思います。

【加我 委員】 大阪府立大学の加我でございます。私も部会に参加させていただきまして、議論の中で感じているといいますか、自分自身が気をつけていたことを少しお話をさせていただきたいと思います。

前回の審議会でも御議論いただきましたが、土地利用の将来像と基本方針として、人口減少、それから、超高齢社会を迎える中で、大阪のにぎわい・活力をどう担保していくのかということと、その基盤となります安全・安心な大阪をどう築いていくのか、災害に強くしていくかということが、大阪で府民が暮らしをしていく上で重要なことだと思います。

その中ほどにあります、みどり豊かで魅力ある大阪のオープンスペース、みどりに覆われた空間側から見ますと、にぎわい・活力ある大阪にも寄与するみどりであってほしいなということと、安全・安心な大阪に寄与するみどりであってほしいということを考えており、真ん中に1本の柱として、「みどり豊かで魅力ある大阪」というふうに掲げられていると思っています。にぎわい、それから、安全・安心にどうみどりが寄与するのかということを中心に議論をさせていただきました。

今回の本題が第2章の土地利用の目的に応じた区分ごとの目標になり、この国土利用計画の柱として農地、森林、河川、水路、道路、都市公園等々の土地利用の目標値を定めるということになってございますが、先ほど、澤木委員からもございましたように、面積として目標値を掲げることと、重要になってくるのが、それぞれの土地利用が農地は農地、森林は森林、公園は公園として、どのように使われるのか、どのように維持されるのか、利用面での質の担保が重要になってくると思います。面積の

増減はございますけども、農地は農地らしく、森林は森林らしく、また、公園は公園らしくあり、そこで健全な使われ方がされていくにはどのようにしていったらいいのか。そのようなことを今の時点できっちりと見きわめるということができないかもしれませんが、今後10年の目標、また5年の中で農地は農地、森林は森林として、土地利用の質的維持、保全が、どのようになされているのかを見ていくことが、これから重要になってくると思っております。

そんな中で森林でいきますと、府民参画による里山保全活動を支援するとともに、森林環境税が今般、大阪府でも取り組まれています。農地でいきますと、国の施策ですが、都市農業振興基本法が公布されました。今まで、みどりと都市との共生について、みどりというふうに言ってきましたが、国の方でも、国土交通省を中心に都市、みどり、農というような言葉が使われるようになってきてます。今後、農地、森林、公園、また、河川・水路というようなところがにぎわいある大阪、大阪の安全・安心に寄与できるように、どのような大阪の府民のみどりと関わり方があるのかについて、暮らし方としても見ていければと考えています。そういうようなことを主に思って、部会に関わらせていただいたという次第でございます。

以上でございます。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

それでは、私のほうからもということなんですけれども、各委員からコメントいただきましたように、素案は、美しい言葉ですっきりとまとまっておりますけれども、部会では、かなり個別的に突っ込んだ議論をいたしまして、非常に良い部会であったかなというふうに思います。それで、私

のほうから特段申すことはないですけれども、全体としたら、P D C Aを回していきながら、なぜ、そういうふうになったのか、今後どうするのかというところを結構議論もしたというふうに思います。私も開発分野に以前かかわっていた人間といたしまして、今、グローバルな経済社会状況というのは非常に変化が激しいわけでございます。ただ、土地利用も含めた開発に関しましては、非常に時間を有するというので、開発した、計画した時点と、それから、10年、20年、30年、非常に長く経っていきますと、非常に現在のところに合いにくくなる。それを土地のところから見直すというのは大変至難のわざだなというのは、私の実感でございます。

それで、今回も10年の計画で特に農地が目標から非常にずれて大幅に減少したわけですが、これをどうするかということと、大きな流れの中と、それから、具体的に大阪府、あるいは、関西圏ということにつきまして、少子高齢、人口減少の中で、活力があるような圏域に、大阪府、あるいは関西圏にしていくには、やはりまた次のステップが必要であるということで、農地が結果として10年間、平成39年まで減少せざるを得ないというようなことになってしまっているわけですが、最後のP D C Aのところでは部会委員からもございましたように、各将来像に係る質的な評価とか、指標の検討というものを今後進めていくことが必要であろうというふうに思います。非常に具体的な議論の中で、今、申し上げましたような目標に向けて、将来像に向けて、進めていくということができたかなと思います。

【榎村 会長】 それでは北後委員にお願いしたいと思います。

【北後 委員】 恐れ入ります。それでは、私から部会で印象に残った

ことについて、申し上げます。

安全・安心な大阪ということについて、将来像3で特に議論をしました。今、南海トラフ地震が起こった場合、非常に大変なことになる。ですからそれに向けて、土地利用を安全なように使っていくということと、一旦、起こったときに、どういうふうに復興住宅であるとか、そういった用地を確保していくのか。そういったことが非常に重要な時期にきているんじゃないかと思います。先ほど、言われてましたように、第五次が10年でありますので、この10年間でそういったことをどれだけできるのかということが課題であります。

ところが、各災害対策の部局のほうで検討されていることと、ここでの議論の内容がなかなかかみ合っていない場合もある、ですから、この段階で各部局での検討も同時に進行しつつ、ここで必要なことは決めておくといったことが非常に重要ではないかというふうに、私は思っております。結果的にこの素案に書かれた内容について、具体性が、そういったところが少し欠けているんじゃないかということを思っておりまして、そこをさらに、各部局との協議を進めながら、これを強化していくのは重要ではないかというふうに感じております。

以上でございます。

【榎村 会長】 それでは、ほかの皆様方から御意見、御指摘、御提案なり、いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

阪井委員、どうぞ。

【阪井 委員】 阪井でございます。

概略をお聞かせいただきまして、非常によくできた素案だと感じるわけですが、私どもの不動産の流通業者としての観点から少し、2点

御意見がございます。まず、13ページの土地利用の将来像、将来像の基本方針、人・企業を呼び込む質の高い都市機能の集積という部分ですね。今、皆さんも御存じのように大阪は企業がどんどん流出しています。そういう中で、人・企業を呼び込む質の高い都市機能の集積ということになりますと、例えば、アメリカのシリコンバレーのような、抜本的に企業、人を集積するような機能を大阪に持ってくるなど、もっともっと抜本的なことを考えていく必要があります。今、大阪は、どんどん工場が減る一方で、中小企業も一部の企業は非常に頑張ってる企業もありますが、肝心の大企業がどんどん大阪から流出をしています。こういう実態をどういう形で食い止めていくかということが私は今後の大阪の国土利用計画には非常に重要な問題ではないかというふうに感じておるところでございます。

それと、もう一点は、住宅地における将来像でございますが、この数字を見ますと、930ヘクタール増えているという10年後になっております。先ほど、学識経験者の先生の方の話の中で、質の高い、そういうものの創造が非常に重要だというふうにおっしゃっておりますが、私も住宅地においては、今までみたいな住宅地の創造では、需要が追いつかないという、もっともっと個性的な、例えば、エコタウンをどんどん進めていくとか。ある意味、個性的な住宅地の供給をしないとこれからどんどん人口が減少していつておりまして、今現在でも全国820万戸の空家があると。それと、大阪でも65万戸ぐらいの空家が発生してるのではないかと。そして、あるデータでは、2040年代には、空家が2,000万戸ぐらいの空家が出るのではないかというような、そういうデータも出ておる中で、この住宅地、そして、今現在も既存の都市機能の更新をどうしていくか。

特に、空家において、今、大阪府さんと我々のいろんな流通業の協議会ができて、この問題に取り組んではおりますが、私どもの流通業者の

立場から申し上げますと、なかなか空家の情報を所有者の個人情報というような観点で開示をしていただけないと。そういう実態の中で、実際に空家の抜本的な、その管理にしても改革ができるのかどうかということを非常に私は危惧しております。これをもっともっと我々と大阪府の中の連携をしっかりとやっていかないと、この問題は解決していかないのではないかと。それぐらいまで危惧をしておるところでございます。

私どもも昨年の4月から、取引主任者から取引士に資格変更いたしましたところでございますので、少なくとも私どもの取引士においては、空家の固定資産税の台帳の開示をしていただくとか、そういう形をしないと、行政のほうでは、空き家の管理、流通、改革というのは、なかなかできないというように思いますので、私どもの流通業者の立場としては、この2点が非常にこれからの大阪にとって大きな課題になるのではないかと思いますので、御意見を申し上げます。

以上でございます。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

【田中 委員】 大阪府市長会の会長の八尾市長の田中誠太でございます。

全体としては、国土利用計画（第五次）素案につきまして、反対するものではないかと考えていますし、しっかりとおまとめをいただいているというふうには思っています。

その中で、やはり、先ほどもお話出ましたように、具体的と言いますか、具体性というのは、私も必要だというふうには思っています。産業でも、あるいは、自然環境でも、災害においても、個別計画がそれぞれあります

し、そういったものがしっかりとリンクしていかなければなりませんし、当然、10年間の目標という中で全部ができ上がるわけではないというふうには思うんですが、どこまで最低、目標点を持っていくのかという、具体的スケジュールが最終的なPDCAサイクルの中で、目標を掲げなければならぬのではないかなというふうに思っています。

特に、大阪府市長会、それから、町村長会と一緒に色々と大阪43市町村、力あわせをしながらやっていこうという話をよくするんですが、そういった中で、大阪府がグラウンドデザインを広域行政としての役割として、しっかりと果たしていただきたい。そして、グラウンドデザインを全体に出していただきたいという話をずっとしてまいりました。4年前、知事が市長会に来て、出すと言いながら、4年かかって、ようやく出てきそうな状況まで来たかなというふうに思っています。やはり、具体性というか、具体的な分野につきましては、それぞれ例えば、市町村が持っている目標などと大阪府の全体の計画が同じベクトルでいくほうがより効率的、効果的に発揮されるというふうに考えてますので、府市連携をしっかりと進める中でそれぞれの目標点をしっかりと持っていけるような仕組みに、この計画が活かされれば一番いいのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

今、阪井委員が言われましたように、特に、市町村の空家対策。これは非常に大きな課題であるというふうに、実は認識しているんです。国に法律をつくってはいただきましたが、やはり、まだまだ課題がありますし、法律ができる前に、八尾市は条例をつくりましたので、条例等と法律がしっかりと整合性がとれるように今、改善をしていこうということなんですが、多分、大阪府内の市町村でも利用できかねるような土地利用になっている空家がたくさんあるのではないかなと思います。超法規的にできるか

どうかはちょっと別にして、やはり、将来的な空家対策をしっかりと考えていかないと、まちといいますか、そのものが崩壊をするようなことになるのではないかなというふうに危惧をするところであります。そういったところも含めて個別、具体的な対策が必要ではないかというふうに思うところであります。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

本当は個別の御意見に対して、何かこちらから言ったほうがいいのかもしれないのですが、時間的に難しいようでございますので、ぜひ、まずは御意見、御指摘をいただきたいと思います。御提案も結構です。

では、橋本委員、どうぞ。

【橋本 委員】 橋本でございます。これは、府議会でも私は発言もさせていただいているんですけども、今度の第五次の策定について、キーワード的にみどりとか、森林、公園、農地も含めて出てきてるんですけども、一つ、土地利用の課題、9ページになるんですけども、都市部のみどり不足ということも書いていただいてまして、都市部というのが、この大阪でどこまでのエリアの概念を指すものなのかということを僕はいつもお聞きはしてるんですけども、大阪市内だけを都市部というのか、周辺、衛星都市まで全てを都市部というのかというところを、きっちりと方向性を示していただきたいなというふうに思っています。なぜかというと、大阪は東京とか名古屋と違って、森林というより山が都市部から、この府庁から約15キロ圏内にすぐにあると。だから、ここまでをみどりという概念を持ってすると、すごくみどりある国定公園、金剛生駒国定公園であったり箕面であったり、すごくみどりが多い地域であることは間違いないとい

うふうに、私は認識をしております、そのあたりについてのみどりとか森林についての概念的なものをやはりきっちりとお示ししていただきたいなというふうに私は感じております。これは意見ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

【槇村 会長】 今の御質問に対しまして、都市部ということの議論があったかと思いますが、どこら辺までを指すのかをお示しいただければと思います。

【幹事 中村計画推進課参事】 お答えいたします。

今、橋本委員がおっしゃっていただいた都市部の概念でございますけれど、都市計画で定めております市街化区域の範囲というふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

【槇村 会長】 ということで、おっしゃったように、大阪は非常に、京都もそうなんですけど、すぐ見渡せるところに山に囲まれておましてみどりが目に見えやすいんですけども、ちょっと、それは置いておいてということで、いろいろ議論をしたところでございます。

【橋本 委員】 また、府議会も9月27日から始まりますので、こういう話がたくさん出てくるかと思うんですけども、都市緑化という位置づけの中で、やはり都市緑化が、市街化区域内だけの都市緑化か、それが緑化なのか。隣接して市街化区域があって田んぼがあって、農地があつてということであれば、ここはきっちり都市部のみどりという形の位置づけをとっていくべきじゃないかというふうに、私自身は思っております、

これは意見として申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【榎村 会長】 加我委員、何かそれについて、補足や説明など何かございましたら。

【加我 委員】 今、橋本委員からありましたように、全く、私も同感でございます。まず、市街化区域が都市部だということで、市街化区域だけに限ったことではないですけども、大阪府の一人当たりの公園面積は、5平方メートルぐらいで、全国で一番少ない都道府県ということになってございます。今、先ほどございましたように、府民の方々は、身近な公園のみどりと街路樹のみどり、それから、ビルの足元の広場のみどり、集合住宅のみどり、加えて市街化区域を取り巻きます農地のみどり、ここから見えます、金剛生駒、葛城山のみどりというものを全て総合的に評価をされているんだと思います。

そんな中で、市街化区域の中の公園として確保できるみどりというのは少のうございますので、そういったことを一定確保していきましょう、そのときに、都市緑化を推進するということと、もう一つ、この将来像2のところにも上がってます、みどりの話でいきますと、ここの中には、農空間の多面的機能もございますし、森林のみどりもございますし、加えて河川水路の生物多様性の確保ということも非常に重要になってございます。素案の18ページにありますように、みどりの大阪推進計画で位置づけられていますように、府域の圏域の中で見た多様なみどり、ここを公園と書かずに平仮名のみどりと書いて、先ほどもお話しさせてもらいましたが、農地が農地として森林が森林として公園が公園としての健全性をこれから高めていくということが非常に課題ではないのかと思ってございます。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員さんから御意見、御指摘いただきたいと思います。
栗本委員、どうぞ。

【栗本 委員】 森林組合長の栗本でございます。

森林について、みどりの評価をしていただいておりますことにとっても感謝を申し上げます。

にぎわいという点から言いますと、本当に最近、森林の林道でありますとか、歩道にたくさんの方がお見えになってございます。私どもとしましては、そういった方にトイレでありますとか、少し食べ物なんかを提供できるような利便性も踏まえた形の施策も、これからは必要じゃないのかなというふうに、実は思っている次第でございます。

もう1点としましては、先ほど、阪井委員がおっしゃってましたように、将来、例えば、2050年を見据えて、この10年の計画をつくるというように、将来を見越して、さらに、次の10年をどうするのかというようなことについて、ぜひ学識の先生方にそういった視点での御検討をしていただきたいというふうに思っている次第です。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

私たちの生活の時間というのと、森林が持つ時間性というのは全く違いますので、そこのところは非常に重要な点かなというふうに思います。

ほかに、いかがでしょうか。ぜひ、一言ずつでも。

前田委員、どうぞ。

【前田 委員】 意見といたしますか、素朴な疑問ですが、計画素案の29ページの7番の工業用地の部分、3段落目ほどに第二京阪道路、大阪外環状線等の幹線道路云々というふうに、こちらでは具体的に路線名を書いているんですけども、8番目の商業・業務施設等用地の3段落目の部分に関して言えば、第二京阪道路等というように、大阪外環状線というのは、ここでは記載されていないですが、何か意図的な部分があるのかどうかについてありましたら教えていただきたいのと、もし、特に意図的なものがないのであれば、この部分に関しても大阪外環状線というような明確なものを入れ込んではどうかと思えます。以上、お願いします。

【榎村 会長】 事務局のほうで何か今の御意見に対してありますでしょうか。

【幹事 中村計画推進課参事】 お答えいたします。民間のニーズに従っていろいろ設立してる中で、第二京阪のほうには、物流施設の立地が、どちらかというと、大阪外環状線よりも多いというようなことで、物流施設というのは、この文面でいきますと、商業・業務施設等用地に分類されるというところもありまして、特色的なところで、第二京阪を挙げさせていただいているというところがございます。

【榎村 会長】 今の御説明でよろしいですか、何か、ほかに。

【前田 委員】 そうですね、そういうことであれば、それでいいと思いますが、僕も地域のまちづくりをやっていく中、市街化調整区域の線引きの見直しをする中で、外環状線の部分にもそういう物流関係のニーズが

あるというのも耳にしておりますので、もう一度、そういうところを点検していただけるかどうかというのはさておいて、もし、入れ込んでいただけるのであれば、そうしていただければということで含みおきをいただきたいということです。

【榎村 会長】 わかりました。意見を受け取りましたので、また、検討させていただきたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。どんなことでも構いませんので。今日は素案の段階でございますので、ぜひとも、いろいろ御意見を頂戴したいというふうに思います。

石黒委員、いかがですか。

【石黒 委員】 部会の先生方には御議論いただき、また、素晴らしいものをまとめていただきありがとうございました。

先ほど、部会の先生方を中心に最後の評価のところ、ただの数字合わせではなくて、質的に評価していくことが重要だという御意見があったと思うんですけれども、そこがすごく重要な観点だなと思っております。そのことに関しまして、議案書を見せていただくと、最後のところに、評価に当たっては質的な観点も含めて総合的に行うと書かれていますが、その後のPDCAの恐らくCのところ当たると思うんですけれども、例えば、ここCのところ、その文言を入れるとか、あるいは、質的な観点も含めて評価するというようなことを概要版のほうも入れたほうがいいのかと思いました。一つの提案をさせていただきます。

以上です。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

38ページのところ、検討してまいりたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

山野委員、何か御意見ございませんでしょうか。お気づきのところ、どんなところでも結構でございます。

【山野 委員】 皆さんがおっしゃるようにみどりが多いというのは大事なことだと思います。そのみどりもいたるところにあり、電車の駅から眺められるいろんなみどりがあるって、そして、道路にもいろんなみどりがあるというのはとてもいいことだと思いますので、大いにみどりをふやしていただきたいと思います。

それと、大阪の都市構造の特性には、良いものがあると思いますので、それを大いに活かしていただければと思います。

また、先ほどおっしゃいました少子高齢、そして、人口の減少が進んでいるという中で、また、空家も増えているということでございますが、何とか、この空き家を活かす、その場所を活かす、何か大阪を元気にしていただく方法を考えていただいたら、また、以前のにぎやかな大阪になるんじゃないかと思っております。何とか以前の元気な大阪に戻ってほしいと思います。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

先ほど、空家の問題も阪井委員さんから出たところでございますので、そのことにつきまして、何かございましたら。

住宅まちづくり部の方が来ておられるようなので、事務局の住宅まちづくり部からお願いいたします。

【幹事 三崎都市居住課長】 都市居住課長をしております、三崎でございます。いつもお世話になってます。

まず、阪井委員から御指摘を頂戴しました中古流通ですが、空家対策を考える上で、新築に負けないような中古住宅流通、中古住宅市場をしっかりとつくっていくということが大事かと思っております。そのためには、中古住宅を府民の方が安心して買って、自分の好きなように、自分のライフスタイルに合うように魅力的にリフォーム、リノベーションやっただくという環境整備を先ほど、御紹介いただいた大阪住まい活性化フォーラムという官民連携の組織もつくらせていただいて、阪井会長も入っていただいでやらせていただいでます。

御指摘いただいた、所有者情報ですが、これは、国のほうにも団体から御要望を頂戴してしまして、我々も認識しております。所有者情報は、今、市町村において、空家法による固定資産税情報の活用により把握しているところですが、それはなかなか事業者さんにまでいっていないというのが現状として認識しているところです。ですから、個人情報のお話はありますけれども、市町村さんに関与して、その上で宅建業者さんとかに情報を渡すことや、所有者さん情報と事業者さん情報がネット上で個人情報をうまく処理してつながるなど、検討できればと思っております。

あと、田中委員のほうに御紹介いただきました空家法については、やっとな市町村の体制整備、相談窓口ができて、これから、特定空家と言われている、周辺に迷惑をかけるようなものをやっとな取り組み始めたというところでございます。我々としても、特定空家等の対応についても、国のガイドラインなどは、なかなかわかりにくいという話も聞いていますので、大阪府として、もうちょっとかみ砕いたマニュアルみたいなものを用意して

市町村さんが特定空家等の対策に取り組めるよう努力させていただきます。

もう一つ、おっしゃっていた空家が増えるとまちは崩壊していくんじゃないかということについては、我々空家というのは、まちを再生する、大阪を再生する貴重な資産として捉えて、それをリフォーム、リノベーションして、もう一回蘇らせて、まちの再生とか大阪の再生に使っていかねばならないと思っています。ちょうど北九州のほうでリノベーションまちづくりという、周辺にも広がるような空家の利活用をしていくという取り組みをしていますので、大阪府もこのリノベーションまちづくりを地域、市町村を含めて連携しながら、業界団体の皆さんとも連携しながら取り組もうとしているところでございます。

以上でございます。

【槇村 会長】 ありがとうございます。

北後委員、どうぞ。

【北後 委員】 先ほどのコメント、最後のほうと関連ありますけれども、空家の問題は個別の空家の情報とか流通を良くするという話とともに、その空家が建っている地域の住環境が良くなると、その地域はなかなか魅力を感じなくて、その地域に人々が来ようとはなかなか思わないということがあると思います。

議案書の素案の資料1の13ページをご覧になっていただきたいと思います。13ページの一般市街地の、密集市街地の改善、門真市の例がございまして。これは従前の状況がこの左上の写真、そして右のほうに整備後の写真があります。これは恐らく、事業の種類は間違ってるかもわかりませんが、防災街区整備事業といったもので整備されたものだと思います。これ

は地域の密集度が高いので、延焼危険性、そして、避難安全性、そういったことを改善するというための事業がなされた結果でございますが、その結果、この地域の住環境整備は非常に良くなって、この地域、周辺の住宅そのものの改修も進み、雰囲気良くよくなることによって、このまちに来街する方も増えてくると、そういう効果もあると思いますので、こういう事業は大変、人手がかかるということですが、密集市街地の観点では、個別の建物を不燃化するということがあります。また、まち全体にかかわるような、こういった事業も一方で進めていくのも大事かなというふうに思っております。

【榎村 会長】 補足のほうありがとうございました。

ほかに、阪井委員、どうぞ。

【阪井 委員】 これは、本日出席されている皆さんにちょっとお願いなんでございますが、空家をしっかりと活性化させていくと。その中で、よく皆さん中古住宅とおっしゃるんです。中古というのは非常にイメージが悪うございますので、先般、国交省もこの言い方を変えまして、既存住宅というような形で言い方を変えてございますので、皆さんもこれから、できたら中古ではなく、既存住宅というような一つの表現方法に変えていただけたら、私ども非常にうれしく思います。

以上です。

【榎村 会長】 ありがとうございます。そうですね、非常に言葉のイメージって強いかもしれませんね。ありがとうございました。

それでは、ほかの委員様からいただきたいと思いますが、前のほうから、

池下委員さん、いかがでしょうか。どんなことでも御意見いただければと思います。

【池下 委員】 ありがとうございます。

私も今日、皆様のご意見を聞かせていただきまして、ちょうど議会も始まり、空家対策についても考えさせていただいていたところなので、逆に、委員の皆さんから御意見を聞かせていただきたいなと思っていました。先ほど言われていた情報開示の点であったり、今、言われたネーミングの問題などがあると思います。マーケティングの部分に関して直接府として手を入れることは出来ないところですが、阪井委員などであれば、そういうことに対しても、すごく長けられていると思いますので、府に対しての要望を逆に聞かせていただければと思いました。

【榎村 会長】 空家の問題は全国的に非常に大きな問題で、防災上も景観的にも安全・安心など、色々と課題は多いところでございますけど、何かございますか。一つでも、二つでも。結構いろいろ御意見はいただいたところでございますが。お考えいただいている間にということで、原田委員、いかがでしょうか。

【原田 委員】 池田市選出府会議員の原田でございます。

取りまとめありがとうございます。

私は、本当に南海トラフがいつ起こるかわからない状況において、防災という点で、非常にしっかり力を入れていただいているなと思っております。それから、都市緑化のお話で、これは感覚的な話になるんですが、伊丹空港と羽田空港、それぞれ着陸前などに見させていただいたときに、眼

下に広がる景色として、東京のほうが案外、緑地帯というか森というんですか、が多いのかなと思います。大阪の場合はビルなど住宅地が広がっておりますので、そういうところでもしっかりと都市緑化に取り組んでいかなければならないということを感じておりました。また、そういったところにしっかりと力を入れていただいておりますので、P D C Aを通して積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

以上でございます。

【榎村 会長】 御意見ありがとうございました。

こちらに、みどり関係の方が事務局に来ていただいていると思いますので、みどり推進室のお二人の課長から何かございましたら、お願いします。

【幹事 仲田みどり企画課長】 大阪府の緑化等につきまして、みどりの大阪推進計画ということで、平成37年度までの計画を策定してございます。その中では、先ほど、お話がありましたけれども、平仮名のみどりとしまして、公園、緑地、街路樹等々とあわせまして、森林や樹林地、またこれらと一体となった水辺等についても、大阪のみどりとして把握をしてしっかり育てていこうというふうな内容になってございます。その中でも、都市部の緑化というふうな観点につきましては、やはり、大阪の土地利用という観点から申しますと、市街地がだんだん増えてきているという中でやはり公園とか街路樹等の公共の整備だけでなく都市の主体であります民間の緑化活動のほうを十分促進していくということが重要だと考えておまして、今後とも、大阪府としても市町村としっかりと連携をさせていただいて、都市の緑化に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

【幹事 原森づくり課長】 森づくり課の原でございます。

先ほど、橋本先生からもございましたとおり、大阪の森林というのは、非常に都市圏内から近いところでございます。東京ですと50キロ圏内といわれるのが、我々大阪は15キロから20キロ圏内に森林が配置されてございます。そういった都市のみどりの骨格となる森林をこれからどう質的に向上していくかというのは、我々の取り組むべきことだと思いますので、積極的にその辺も取り組んでいきたい。今般、環境税もいただいた中で、その辺での取り組みを進めていきたいと思っております。

ですので、府域全体のみどりをトータル的に見ていただきますと、都市部だけではなくて、周辺の森林も含めた中で大阪のみどり、平仮名のみどりというのをこれから、我々は、やはり考えるべきかと思っております。よろしくお願いいたします。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

それでは、中村委員、いかがでしょうか。

【中村 委員】 ありがとうございます。

先ほど、みどりというお話が多くありましたけれども、全体的なことで感じたことで、今回の土地利用の将来像で「にぎわい・活力ある大阪」、「みどり豊かで活力ある大阪」、「安全・安心な大阪」ということで、将来像として3点ほどあります。

私は、それぞれの自分のところのまちの誇り、ポテンシャルというものが確かにあると思います。先ほど、田中委員がおっしゃった形で、どうしても現在、ランドデザインに関して大阪府は都市部中心に物事が進んで

いるのかなというふうな気がしております。しかし、43市町村も巻き込んで大阪全体のデザインというのをしっかりと取り組んでいく。その中で、今日の議題の中に上がっているようなことも全部ひっくるめているというふうな気がしてならないです。平成39年の目標でそれぞれの土地利用の目的に応じた区分により、それぞれの数字が上がってますけれども、この時点で大阪全体としてのポテンシャルが上がっているのかどうなのかというのを非常に問われるし、また、府民目線といいますか、府民の方も、大阪に住んでよかった、または、他府県からも大阪に来てよかったと言われるようなまちづくり全体といいますか、そういうこともしっかりと拾い上げていかなければいけないのかなということを感じました。

以上です。

【榎村 会長】 大変、ありがとうございます。

それでは、大橋委員、いかがでしょうか。

【大橋 委員】 府会議員の大橋でございます。

私は、8月の末に熊本県に訪問してまいりまして、9月の初めに岩手県に行つてまいりました。熊本地震は、熊本の現地の皆さんに話をお伺いすると、地震で熊本が襲われることは想定外であったと、無防備だったというふうに言われておりまして、台風とか水害に対する備えはあったけれども、地震に対する備えはほとんどしておりませんでしたと。

また、台風が東北に直接上陸するというのは観測史上初めてということで、岩手は、大変な被害でございました。東日本大震災のインパクトが強いので、南海トラフに対する防潮堤のこととか、それらの対策は練られておりますけれども、毎年、今までなかったような災害が起こっているという

ことは事実でございますので、そういうことも想定して、これから考えていかなければならないことも多いと思います。

もう一つ、先ほど空家の対策のお話がありまして、私、岩手県の大槌町の町長さんにこの前お会いして、お話を伺ってまいりました。5年経過した今でも町の中心部は、ほぼほぼ復興が進んでないという状況でございました。その原因の一つが、地権者がわからないので進められないということです。地権者が明治時代から変わっていないというような土地が多くて、そこを復興しようとしても進めることができない。超法規的なことができれば良いですが、それがなかなかできないという悩みを聞かせていただいた次第です。被災地のいろんな状況、意見を掌握しながら進めていくことも必要ではないかというふうに思いましたので意見させていただきます。

【槇村 会長】 大変貴重な御意見ありがとうございます。

大体、どの委員からも御意見をお伺いしたと思いますけれども、全体、お聞きして、事務局から何かございますでしょうか。

【幹事 中村計画推進課参事】 いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございます。

最初に、阪井委員から抜本的なシリコンバレーのような機能のあるまちをとというようなお話いただいてまして、これにつきましては、議案書の資料の1の9ページで、将来像1の、にぎわい・活力ある大阪の基本方針①というところで、人・企業を呼び込む質の高い都市の形成という項目がございます。ここの2段落目のところ、大阪から付加価値の高い技術、製品を数多く生み出し、ハイエンドなまちづくりを推進するためにイノベーションを先導する企業や人材等を呼び込むとともに、これらを支える世界有数の高い技術を持つ、物づくり産業や多様な地場産業の集積を生かした土地

利用を誘導しますということで、記載はしてございます。おっしゃっていただいた御意見、真摯に受けとめながら、こういったことに取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、みどりの御意見と、空家の御意見がかなり多かったかなと思うんですけども、どちらも大事な項目というふうに認識をしてございます。それ故に、将来像の中でもみどりですとか、安全・安心というところを立てて、基本方針も書かせていただいているところでございますので、いただきました御意見も踏まえまして、しっかり取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【榎村 会長】 ありがとうございます。

従来の見直しみたいところと、今、災害の話が出ましたけれども、今まで想定外だというふうな言葉で言われていたところが想定外ではなくなるという、少し、状況も変わってきたかなというふうに思います。そういう意味では、従来からのP D C Aを回しながら検討し、かつ、今までになかった非常に大きな変化に対応し、今後の10年間を考えていくということで、いろいろ御意見をいただいたのではないかと思います。

今、事務局からお話があったように、みどりとか空家とか災害とか、今日、いただきました報告に対しての御意見につきまして、今後の計画策定に反映されるように検討を今後とも進めてまいりたいというふうに思います。これで、審議会を終わらせていただきますけれども、大阪府から何かございますでしょうか。

たくさん御意見いただきましたので、今後また検討したいというふうに思っておりますので、今後のスケジュール等、先ほど、御紹介いただき

ましたが何かございましたら。

【幹事 中村計画推進課参事】 先ほど、御紹介させていただいた今後のスケジュールを再度御確認の意味も込めて申し上げたいと思います。本日は審議会、いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございます。それを踏まえまして、作成をしたものをパブリックコメントにかけるとともに、市町村に意見聴取を予定してございます。その後、29年春の策定を目指して、案を取りまとめて、年明け後に本審議会でも再度意見聴取をさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

【榎村 会長】 それでは、これをもちまして、平成28年度第1回の大阪府国土利用計画審議会は終了させていただきたいと思います。

たくさんの御意見頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。

4 閉会

【司会】 長時間にわたる御審議ありがとうございました。また、貴重な多くの御意見をいただき、ありがとうございました。

本日のご審議を踏まえ、大阪府において必要な手続きを進めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、平成28年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後5時閉会